

○稚内市開業医誘致条例

平成18年3月23日条例第10号

改正

平成18年6月23日条例第42号

平成19年3月12日条例第16号

平成26年3月14日条例第4号

平成27年9月30日条例第28号

稚内市開業医誘致条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の区域内に診療所を開設する開業医に対し、診療所開設に係る費用の一部を助成することによって、地域の医療体制の拡大を図り、もって市民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所（医業を行う場所に限る。）をいう。
- (2) 開業医 診療所を開設する次に掲げる者をいう。
 - ア 医師
 - イ 医療法人
- (3) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師をいう。
- (4) 医療法人 医療法第39条第2項に規定する医療法人をいう。
- (5) 診療科名 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定する診療科名をいう。
- (6) 土地、建物等 診療所の設置の用に供するための固定資産をいう。
- (7) 固定資産 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。

(助成の対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動を行おうとする者であること。
- (2) 診療所を継続して10年以上開業する見込みがあること。
- (3) 市長が認める診療科名の診療を行う者であること。

(助成金の種類)

第4条 市長は、新たに診療所を開設する開業医に対し、次に掲げる助成金を助成することができる。

- (1) 設置費助成金
- (2) 土地、建物等取得費助成金
- (3) 賃借料助成金
- (4) 改修費助成金

(助成金の支給要件)

第5条 前条に規定する助成金の支給要件は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 設置費助成金 土地、建物等に賦課された固定資産税に対する助成
- (2) 土地、建物等取得費助成金 土地、建物等の取得に対する助成
- (3) 賃借料助成金 土地、建物等の賃借に対する助成
- (4) 改修費助成金 賃借した土地、建物等の改修に対する助成

(設置費助成金の額)

第6条 設置費助成金の額は、当該土地、建物等に賦課された固定資産税の税額に相当する額とする。ただし、その額が500万円を超えるときは、500万円を限度とする。

2 前項の助成金の助成期間は、診療所を開設した翌年度以降において、3年度の間とする。

(土地、建物等取得費助成金の額)

第7条 土地、建物等取得費助成金の額は、当該土地、建物等の取得価格に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円を限度とする。

(賃借料助成金の額)

第8条 賃借料助成金の額は、当該土地、建物等の月額賃借料に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、その額が40万円を超えるときは、40万円を限度とする。

2 前項の助成金の助成期間は、診療所を開設した翌月から起算して3年とする。

(改修費助成金の額)

第9条 改修費助成金の額は、当該賃借した土地、建物等の改修費に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円を限度とする。

(貸付金の種類)

第10条 市長は、診療所を開設した開業医に対し、次に掲げる貸付金を貸付けることができる。

(1) 開業資金貸付金

(2) 経営資金貸付金

(貸付金の貸付要件及び限度額)

第11条 前条に規定する貸付金の貸付要件及び限度額は、次の各号に掲げる貸付金の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 開業資金貸付金 本市の区域内に新たに診療所を開設した開業医に、診療を開始した日を基準日として、6月の範囲内において、当該診療に係る開業資金に対し、2,000万円を限度として貸付け

(2) 経営資金貸付金 本市の区域内に1年以上診療所を開設している開業医（前号に規定している貸付金を受けたときは、当該貸付金を完済している者に限る。）の当該診療に係る経営資金に対し、2,000万円を限度として貸付け

(貸付金の利率等)

第12条 貸付金の利率は、貸付決定日に財務大臣が定めている財政融資資金貸付金利（元金均等償還・半年賦・5年以内・据置期間1年以内）に1パーセントを加算した率とする。

2 貸付金の償還期間は、5年以内（据置期間1年を含む。）とする。

3 貸付金に係る連帯保証人は、2人とする。

(助成金等の申請)

第13条 第4条に規定する助成金又は第10条に規定する貸付金（以下「助成金等」という。）を受けようとする開業医は、あらかじめ規則で定める申請書に次に掲げる助成金等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 設置費助成金

ア 医師免許証

イ 履歴書

ウ 事業計画書

エ 収支予算書

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 土地、建物等取得費助成金

ア 前号アからエまでに規定する書類

イ 土地、建物等取得に係る見積書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 賃借料助成金

- ア 第1号アからエまでに規定する書類
- イ 賃貸借見積書
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(4) 改修費助成金

- ア 第1号アからエまでに規定する書類
- イ 工事見積書
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(5) 開業資金貸付金・経営資金貸付金

- ア 診療所開設許可書
- イ 住民票
- ウ 収支予算書又は決算書
- エ 納税証明書

2 市長は、前項各号に規定する書類のうち、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(助成の決定)

第14条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金等の助成の可否を決定し、規則で定める通知書を当該申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の助成（貸付金を除く。）の可否を決定する際には、第20条第1項に規定する審査委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、第1項の助成の決定に必要な条件を付することができる。

(変更の申請等)

第15条 前条第1項の規定により助成金等の助成の決定を受けた開業医（以下「助成開業医」という。）は、当該助成の決定の内容に関し計画を変更しようとするときは、規則で定める申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、規則で定める通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 市長は、前項の変更の決定に必要な条件を付することができる。

(記載事項の変更の届出)

第16条 助成開業医は、第13条第1項の規定により提出した申請書又は添付書類の記載事項に変更があったときは、前条第1項の規定に該当する場合を除き、速やかに、規則で定める届出書により市長に届け出なければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(申請の取下げ)

第17条 助成開業医は、助成金等の助成の申請を取り下げるときは、規則で定める届出書により市長に届け出なければならない。

(助成金の交付の請求)

第18条 助成金は、第14条第1項の規定により助成の決定を受けた後に、助成開業医の請求により交付するものとする。

2 前項の請求をしようとする助成開業医は、規則で定める請求書に次に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める書類及び第14条第1項に規定する通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 設置費助成金

ア 診療所開設許可書

イ 住民票

ウ 保存登記簿謄本

エ 納税証明書

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 土地、建物等取得費助成金

ア 前号アからウまでに規定する書類

イ 土地、建物等を取得したことを証する契約書及び請求書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(3) 賃借料助成金

ア 第1号ア及びイに規定する書類

イ 賃貸借契約書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(4) 改修費助成金

ア 第1号ア及びイに規定する書類

イ 建築確認通知書及び検査済書

ウ 工事請負契約書及び請求書

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項各号に規定する書類のうち、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(違約金)

第19条 市長は、第14条第1項の規定により貸付けを受けた助成開業医が、指定する期日までに貸付金を償還しなかったときは、その未納額につき違約金を徴収するものとする。

2 前項に定めるもののほか、違約金の徴収については、稚内市収入金に係る督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和39年稚内市条例第14号）の延滞金の例による。

(審査委員会の設置)

第20条 市長は、助成の決定について必要な意見を徴するため、稚内市開業医誘致助成審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員6人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者 2人以内

(2) 医師会等の代表者 2人以内

(3) 各種団体の代表者 2人以内

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

5 委員長は、審査委員会を代表するとともに、会務を総理し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

7 会議は、委員の半数以上の出席で成立し、その議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(助成の決定の取消し等)

第21条 市長は、助成開業医が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金等の助成の決定を取り消し、又は助成の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 助成の決定を受けた後正当な理由がなく、6月以上診療所の業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がなく、1年以上診療所を休止し、又は10年以内に廃止したとき。

(3) 医師免許の取消し等により診療所の業務を継続することができなくなったとき。

- (4) 偽りその他不正な手段により第14条第1項の助成金等の助成の決定又は第15条第2項の変更の承認を受けたとき。
- (5) 第14条第3項又は第15条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (6) 助成金等を他の用途に使用したとき。
- (7) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
(規則への委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月23日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月12日条例第16号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月14日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(稚内市開業医誘致条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の稚内市開業医誘致条例第19条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請された貸付金に係る違約金について適用し、施行日前に申請された貸付金に係る違約金については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年9月30日条例第28号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。